

# 大阪高等裁判所殿

## 意見陳述書

控訴人

奈良県生駒市一分町 1448-11

私は、原告の一人の宮内正厳です。

日本共産党の議員として 1987 年から 6 期 24 年間、生駒市議会議員を務めさせていただきました。19 年前に心筋梗塞で手術、合計 3 回の心臓の手術を経験しています。

私は、2009 年 3 月に NHK と受信契約を交わしました。

中身は「NHKは放送法、放送受信契約より放送受信契約を締結します」と明記されていました。当然 NHK は放送法第 4 条に書かれている、「政治的公平」及び「報道は事実を曲げない」又「意見の対立している問題はできるだけ多くの角度から論点を明らかにするもの」と理解し契約を締結しました。

NHK は、戦前の「大本営発表」の道具にされ戦争に加担した痛苦の歴史を経験し、その教訓から、放送法第 4 条等や国内番組基準が制定され、厳正に守られるものと理解していました。それとともに、国民・視聴者の受信料金で支えられている公共放送である NHK には、憲法に保障された「国民の知る権利」の保障と権力におもねづ、公正で正確な報道を期待していました。

### 1 疑念の選挙報道に接して

NHK の総選挙報道・ニュース報道に直接の疑問を持ったきっかけは、2012 年 12 月の解散総選挙をめぐる NHK ニュース報道番組でした。

当時の NHK ニュース報道番組は、民主・自民の二大政党と維新の会やみんなの党を中心とする「第三極」に関する報道が圧倒的な部分を占めていました。「ニュース 7」「ニュースウォッチ 9」では毎日「二大政党」の動向の後に「第三極」の動きを伝えるパターンが繰り返

返されてきました。選択肢が「二大政党」に対抗するのは、維新等の「第三極」であるという限定された印象を作りだしていました。また「政党への時間配分の不公平」「憲法をめぐる争点の埋没」等公共放送としての役割はどこへ行ってしまったのか、強い疑念と不信を感じていました。

特に重大争点になっていた、「脱原発・くらし・消費税増税・TPP・安保・改憲といった諸問題」について、有権者の理解を助ける解説番組を充実させることが、国民の知る権利と選挙に参加する保障になる番組が軽視されたことは公共放送としての役割を放棄したといわざるを得ません。

## 2 NHK 舛井会長の発言

2014年1月25日のNHK会長就任記者会見に於いて、政府が「右と言っているのに左」と言う訳にはいかない。従軍慰安婦はどここの国にもあったなどと発言。公共放送会長の資格がないだけでなく、不偏不党を保証した放送法の趣旨を逸脱していました。

2015年4月、参議院総務委員会での付帯決議で「舛井会長の言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め・・・信頼回復に向け全力を尽くす事」全会一致で議決される事態まで起きています。

## 3 オリンピック・パラリンピックの報道について。

国民の多数が反対だったのに、民意を無視する形で五輪が強行されました。緊急事態宣言を出しながら、それとはまったく矛盾する五輪開催につき進んでいき、国民への誤ったメッセージになってしまいました。

NHKは定時ニュースでも東京オリンピック開催に向けたJOC,IOC、東京都の準備の動静を連日、途切れることなく、時間を割いて伝えていました。

開催してからも、ほぼ五輪一色の報道でした。そんな中、4月1日の夕刻、聖火リレー中継で「五輪反対」の音声が消される「事件」が発覚しました。この行為は、事実そのものを抹消する深刻な事件で表現の自由や思想信条の自由を侵害する行為で、放送法に抵触する行為は厳に戒めなければなりません。

#### 4 自民党総裁選挙

去年の2021年9月1日以降の自民党総裁選挙報道は、テレビジャックされたかのようにした。

例えば、自民党総裁選関連のNHK NEWS WEB ニュースを検索しますと、9月1日~10月1日まで、毎日、自民党総裁選挙関連の報道が、合計173回放送されました。内、野党関係は22回でした。

自民党総裁選挙の告示日は9月17日ですが、9月1日から告示日まで自民党総裁選関連は、66回も報道されています。

今回の総裁選挙は後に控える衆議院選挙(2021年10月31日投票)のための取り組みであることを否定するものは誰もいないと確信しています。だとすれば、今回の総裁選挙は総選挙の大規模で組織的な事実上の事前運動に他ならず、その関連報道もそのお先棒を担う共犯の危険があるといわなければなりません。

言うまでもなく、総裁選挙関連とその報道は、与党自民党の主張や考え方を市民や社会に広く浸透させ、広める効果を持ち、総選挙でも優位に働くことになります。

ましてや自民党総裁選挙は、選挙人が約110万人に過ぎないものを、1か月間にわたって、報道していました。

コロナが大変な時に、国民や野党が望む臨時国会も開かず、一政党の党内手続きに過ぎない総裁選を大々的に取り扱い、総裁選挙一色の報道は、公選法の事前運動禁止の精神に反しています。放送法の「政治的公平」「意見が対立している問題については、多くの角度から論点を明らかにする」等やジャーナリズム上の公平さなどからも逸脱し、報道機関としての責務を放棄しています。

#### 5 オリンピック関連番組の字幕捏造問題について

昨年12月にNHK・BSIで放送した映画監督の河瀬直美さんらに密着したドキュメンタリー番組について、制作したNHK大阪放送局は、1月13日の定例会見で「字幕の一部に不確かな内容があった」と明らかにし「チェック体制の不足」等と陳謝しました。

番組に登場した男性について、報酬をもらって五輪反対のデモに参加していると字幕で説明したが、事実は確認していなかった。新聞報道等によると、専門家は「クローズアップ

現在の事例と酷似しており、発言の裏付け取材をしていなかったのであれば、重大な放送倫理違反があったことになる」、別の識者は「取材で確認できていない内容を字幕にしたという点では、事実上の捏造にあたる」と指摘しています。

映像の持つ影響力は計り知れません。デモに参加する人たちに真剣に耳を傾けことがあれば、思い込みで製作が進むことはないものです。過ちを繰り返さないためにも、原因の解明と対策及び責任の所在を明らかにして、国民に信頼される NHK を取り戻していただきたい。

以上のように NHK のニュースや選挙報道番組は、「国民の知る権利を薄めるだけでなく」「異常なまでも総裁選に関与」したり「国政選挙で見せかけの対立」を煽ったり、「放送法を逸脱した会長に指示」されていました。又「五輪反対の声を消音し」又「字幕を捏造」したり、公共放送の役割や放送法を大きく逸脱した行為には、戦前の教訓が生かされていないどころか、いつか来た道に戻ろうとしているのではないのでしょうか。

心臓に既往症のある私にとって、放送法 4 条等に違反するニュース報道番組等は、精神的にも苦痛は耐えがたきもので、胸が締め付けられ発作等が起こらないか不安な時を送っています。

最後に、私たち視聴者は NHK に受信料金を支払うだけの存在ではありません。特に、この間裁判で取り上げた諸番組の問題点や疑念などについて、NHK は真摯に検証していただけるよう心よりお願い申し上げます。